

大和市告示第164号

大和市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年8月1日

大和市長 大 木 哲

大和市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による災害を未然に防止し、安全に暮らせるためのまちづくりを推進するため、ブロック塀等の安全性に関する市の調査により、災害時に倒壊等の危険性が判明したブロック塀等を撤去することに要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則(昭和42年大和市規則第21号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロックその他石材等を用いて築造された塀であつて、市内にあるものをいう。
- (2) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 調査 大和市耐震化促進協議会(以下「協議会」という。)の会員であり、かつ、事業者として登録をしているものが実施するブロック塀等の安全性に関する調査をいう。
- (4) 撤去 調査の結果、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令に適合しておらず、かつ、地震等の災害において倒壊又は転倒の可能性が高いことが判明したブロック塀等の全部又は一部を撤去する工事をいう。

(補助対象等)

第3条 補助事業は、所有者等による撤去とする。

2 補助の対象となるブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公道又は私道を問わず一般交通の用に供する道路に面するもの
- (2) 前条第3号の規定による調査の結果、安全性が証明できないもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、撤去に要する費用のうち、次に掲げる額を合算した額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) ブロック塀等の塀部分 別表第1に定める単位当たりの標準工事費の額に、撤去する部分の見付面積（門柱又は控え壁がある場合は、その見付面積を加算する。）を乗じて得た額又は当該塀の撤去工事の見積額のいずれか少ない額

(2) ブロック塀等の基礎部分 別表第1に定める単位当たりの標準工事費の額に、撤去する部分の延長（門柱又は控え壁がある場合は、その延長を加算する。）を乗じて得た額又は当該基礎の撤去工事の見積額のいずれか少ない額

2 補助金の上限額は、前項の規定による合算後の総額で300,000円とする。

（対象者）

第5条 この補助金の対象とする者は、所有者等で、かつ、次に掲げる事項に該当しないものとする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に不相当と認める者

（調査の申請）

第6条 所有者等が調査を申請するときは、平成31年3月31日までに大和市ブロック塀等調査申請書を市長に提出しなければならない。

（調査の実施等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに協議会へ調査を依頼するものとし、当該調査結果は大和市ブロック塀等調査結果通知書により申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 申請者は、撤去を行う前に市長と協議の上、平成32年3月31日までに大和市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書に次に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 撤去に要する費用の見積書の写し

(2) 撤去の概要が分かる図書

(3) その他市長が必要と認める書類

（決定通知書）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金交付の適否及び補助金の額を決定し、その結果を大和市ブロック塀等撤去費補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第10条 申請者は、第8条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、大和市ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書に、変更内容が分かる図書を添付して市長に提出し、承認を受

けなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、第8条の規定による申請を取り下げようとするときは、大和市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定を取り消し、又は決定内容若しくはこれに付した条件を変更するときは、大和市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消・変更通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(完了報告)

第13条 補助事業者が撤去を完了したときは、大和市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該完了した日から起算して30日以内に、市長へ報告しなければならない。

- (1) 撤去を行った部分の施工前、施工中及び施工後の写真
- (2) 当該撤去費用に係る領収書の写し
- (3) 撤去したブロック塀等を適正に処分したことを証する書類の写し

(確定通知)

第14条 市長は、前条の規定による報告が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、大和市ブロック塀等撤去費補助金確定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

(請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた後、速やかに大和市補助金交付規則第9条第2項の請求書を市長へ提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による請求書が適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(様式)

第17条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成32年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第8条の規定による申請に係る第9条から第16条までの規定による事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

工法	撤去する部位	単位	単位当たりの標準工事費の額
コンクリートブレーカ	塀	平方メートル	10,000円
	基礎	メートル	16,000円
人力	塀	平方メートル	15,000円
	基礎	メートル	24,000円

## 別表第 2 (第 17 条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市ブロック塀等調査申請書	第 6 条
第 2 号様式	大和市ブロック塀等調査結果通知書	第 7 条
第 3 号様式	大和市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書	第 8 条
第 4 号様式	大和市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書	第 9 条
第 5 号様式	大和市ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書	第 10 条
第 6 号様式	大和市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下書	第 11 条
第 7 号様式	大和市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消・変更通知書	第 12 条
第 8 号様式	大和市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書	第 13 条
第 9 号様式	大和市ブロック塀等撤去費補助金確定通知書	第 14 条